飯尾敷地コミュニティセンター

R8.4.1 料金改正　（単位：円）

区分	現行　（区分料金）		新 使 用 料　（区分料金）				
	時間区分	使用料	時間区分	1時間当たり	時間区分	区分使用料	使用料計算式
会議室1	午前9時～正午	740	午前9時～午後5時 A	260	午前9時～正午	780	A×3
	正午～午後5時	940			午後1時～午後5時	1,040	A×4
	午後5時～午後10時	940	午後5時～午後10時 B	390	午後6時～午後10時	1,560	B×4
	午前9時～午後10時	2,400			(終日)午前9時～午後10時	4,030	A×8+B×5
会議室2	午前9時～正午	520	午前9時～午後5時 C	220	午前9時～正午	660	C×3
	正午～午後5時	740			午後1時～午後5時	880	C×4
	午後5時～午後10時	740	午後5時～午後10時 D	330	午後6時～午後10時	1,320	D×4
	午前9時～午後10時	1,760			(終日)午前9時～午後10時	3,410	C×8+D×5
和室	午前9時～正午	520	午前9時～午後5時 E	220	午前9時～正午	660	E×3
	正午～午後5時	740			午後1時～午後5時	880	E×4
	午後5時～午後10時	740	午後5時～午後10時 F	330	午後6時～午後10時	1,320	F×4
	午前9時～午後10時	1,760			(終日)午前9時～午後10時	3,410	E×8+F×5
茶室	午前9時～正午	420	午前9時～午後5時 G	100	午前9時～正午	300	G×3
	正午～午後5時	620			午後1時～午後5時	400	G×4
	午後5時～午後10時	620	午後5時～午後10時 H	150	午後6時～午後10時	600	H×4
	午前9時～午後10時	1,320			(終日)午前9時～午後10時	1,550	G×8+H×5
東娯楽室	午前9時～正午	420	午前9時～午後5時 I	140	午前9時～正午	420	I×3
	正午～午後5時	620			午後1時～午後5時	560	I×4
	午後5時～午後10時	620	午後5時～午後10時 J	210	午後6時～午後10時	840	J×4
	午前9時～午後10時	1,320			(終日)午前9時～午後10時	2,170	I×8+J×5
調理室	午前9時～正午	740	午前9時～午後5時 K	300	午前9時～正午	900	K×3
	正午～午後5時	940			午後1時～午後5時	1,200	K×4
	午後5時～午後10時	940	午後5時～午後10時 L	450	午後6時～午後10時	1,800	L×4
	午前9時～午後10時	2,400			(終日)午前9時～午後10時	4,650	K×8+L×5
ホール	午前9時～正午	2,200	午前9時～午後5時 M	900	午前9時～正午	2,700	M×3
	正午～午後5時	2,640			午後1時～午後5時	3,600	M×4
	午後5時～午後10時	2,640	午後5時～午後10時 N	1,350	午後6時～午後10時	5,400	N×4
	午前9時～午後10時	6,710			(終日)午前9時～午後10時	13,950	M×8+N×5
ホール（準備に利用）	午前9時～正午	1,100	午前9時～午後5時 O=(M×0.5)	450	午前9時～正午	1,350	O×3
	正午～午後5時	1,320			午後1時～午後5時	1,800	O×4
	午後5時～午後10時	1,320	午後5時～午後10時 P=(N×0.5)	675	午後6時～午後10時	2,700	P×4
	午前9時～午後10時	3,355			(終日)午前9時～午後10時	6,975	O×8+P×5

＊1「市内」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.2**」。
＊2「市外」の団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.5**」。
＊3「市外」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.2 × 1.5**」。
＊4「入場料徴収」「宗教」「政治」の団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 2.0**」。
＊5「入場料徴収」「宗教」「政治」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 ×1.2 × 2.0**」。
＊6「営業の宣伝」で利用する団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 4.0**」。
＊7「営業の宣伝」で利用する団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 ×1.2 × 4.0**」。
＊ 「**冷暖房を使用**」する場合は、「**上記＊1～7の使用料 × 1.5**」。
＊ 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。
＊ 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。
＊ 時間区分を延長する場合、もしくは終日利用する場合は、正午～午後1時(使用料は午前9時～正午の1時間当たりの金額)、午後5時～午後6時(使用料は午後6時～午後10時当たりの金額)の利用も可能。